



# 鳥取県公報

平成16年 9月28日(火)  
号外第136号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示 県道の路線の認定の一部改正(10件)(710~719)(道路課) ..... 1

## 告 示

### 鳥取県告示第710号

昭和30年鳥取県告示第320号(県道の路線の認定について)の一部を次のように改正し、平成16年10月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

平成16年 9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
略				略			
22	倉吉青谷線	倉吉市	東伯郡湯梨浜町	22	倉吉青谷線	倉吉市	東伯郡東郷町 " 泊村
		気高郡青谷町				気高郡青谷町	
略				略			

### 鳥取県告示第711号

昭和33年鳥取県告示第188号(県道の路線の認定について)の一部を次のように改正し、平成16年10月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

平成16年 9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
29	三朝東郷線	東伯郡三朝町		29	三朝東郷線	東伯郡三朝町	
		東伯郡湯梨浜町				東伯郡東郷町	
35	西伯根雨線	西伯郡南部町	日野郡溝口町	35	西伯根雨線	西伯郡西伯町	日野郡溝口町
		日野郡日野町				日野郡日野町	
略				略			
160	福頼市山伯耆大山停車場線	西伯郡南部町	西伯郡岸本町	160	福頼市山伯耆大山停車場線	西伯郡西伯町	西伯郡会見町 " 岸本町
		伯耆大山停車場				伯耆大山停車場	
略				略			
162	泊港線	泊港		162	泊港線	泊港	
		東伯郡湯梨浜町大字園				東伯郡泊村大字園	
略				略			
199	上浅津田後線	東伯郡湯梨浜町大字上浅津		199	上浅津田後線	東伯郡羽合町大字上浅津	
		東伯郡湯梨浜町大字田後				東伯郡羽合町大字田後	
200	長和田羽合線	東伯郡湯梨浜町大字長和田		200	長和田羽合線	東伯郡東郷町大字長和田	
		東伯郡湯梨浜町大字田後				東伯郡羽合町	
略				略			
244	福成戸上米子線	西伯郡南部町福成		244	福成戸上米子線	西伯郡西伯町大字福成	
		米子市車尾				米子市車尾	
略				略			
248	長江羽合線	東伯郡湯梨浜町大字長江		248	長江羽合線	東伯郡東郷町大字長江	
		東伯郡湯梨浜町大字久留				東伯郡羽合町大字久留	
略				略			
254	清水川福成線	西伯郡南部町清水川		254	清水川福成線	西伯郡西伯町大字清水川	
		西伯郡南部町福成				西伯郡西伯町大字福成	
略				略			
259	泊絹見青谷線	東伯郡湯梨浜町大字泊		259	泊絹見青谷線	東伯郡泊村大字泊	
		気高郡青谷町				気高郡青谷町	

鳥取県告示第712号

昭和33年鳥取県告示第232号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成16年10月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成16年9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
101	米子伯太線	米子市		101	米子伯太線	米子市	
		(鳥根県安来市)				(鳥根県能義郡伯太町)	
102	米子広瀬線	米子市		102	米子広瀬線	米子市	
		(鳥根県安来市)				(鳥根県能義郡広瀬町)	
104	西伯伯太線	西伯郡南部町		104	西伯伯太線	西伯郡西伯町	
		(鳥根県安来市)				(鳥根県能義郡伯太町)	
105	本山伯太線	日野郡日南町		105	本山伯太線	日野郡日南町	
		(鳥根県安来市)				(鳥根県能義郡伯太町)	
106	多里伯太線	日野郡日南町		106	多里伯太線	日野郡日南町	
		(鳥根県安来市)				(鳥根県能義郡伯太町)	
略				略			

**鳥取県告示第713号**

昭和44年鳥取県告示第288号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成16年10月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成16年9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
234	東郷羽合線	東伯郡湯梨浜町大字松崎		234	東郷羽合線	東伯郡東郷町大字松崎	
		東伯郡湯梨浜町大字久留				東伯郡羽合町大字久留	
略				略			

**鳥取県告示第714号**

昭和57年鳥取県告示第505号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成16年10月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線

が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

平成16年9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
501	倉吉東郷自転車 道線	倉吉市	東伯郡北条町	501	倉吉東郷自転車 道線	倉吉市	東伯郡北条町 " 羽合町
		東伯郡湯梨浜町				東伯郡東郷町	

#### 鳥取県告示第715号

昭和57年鳥取県告示第920号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成16年10月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

平成16年9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
1	溝口伯太線	日野郡溝口町	西伯郡南部町	1	溝口伯太線	日野郡溝口町	西伯郡会見町 " 西伯町
		(鳥根県安来市)				(鳥根県能義郡伯太町)	
略				略			
316	米子岸本線	米子市	西伯郡南部町	316	米子岸本線	米子市	西伯郡会見町
		西伯郡岸本町				西伯郡岸本町	
略				略			

#### 鳥取県告示第716号

平成3年鳥取県告示第291号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成16年10月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成16年 9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
320	羽合東伯線	東伯郡湯梨浜町	東伯郡北条町 " 大栄町	320	羽合東伯線	東伯郡羽合町	東伯郡北条町 " 大栄町
		東伯郡琴浦町				東伯郡琴浦町	

**鳥取県告示第717号**

平成 6 年鳥取県告示第225号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成16年10月 1 日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成16年 9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
略				略			
51	倉吉川上青谷線	倉吉市	東伯郡湯梨浜町大字川上	51	倉吉川上青谷線	倉吉市	東伯郡東郷町大字川上
		気高郡青谷町				気高郡青谷町	
略				略			
260	鉢伏川上線	東伯郡湯梨浜町大字川上		260	鉢伏川上線	東伯郡東郷町大字川上	
		東伯郡湯梨浜町大字川上				東伯郡東郷町大字川上	
略				略			

**鳥取県告示第718号**

平成 7 年鳥取県告示第275号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成16年10月 1 日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成16年 9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後					改 正 前				
路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地	路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
略					略				
185	東郷湖線	東伯郡湯梨浜町大字長和田	東伯郡湯梨浜町大字久留		185	東郷湖線	東伯郡東郷町大字長和田	東伯郡羽合町大字久留	
略					略				

## 鳥取県告示第719号

平成7年鳥取県告示第589号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成16年10月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

平成16年9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後					改 正 前				
路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地	路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
503	赤碓東郷自転車道線	東伯郡琴浦町	東伯郡湯梨浜町	東伯郡大栄町 " 北条町	503	赤碓東郷自転車道線	東伯郡琴浦町	東伯郡東郷町	東伯郡大栄町 " 北条町 " 羽合町